



令和6年12月5日 青森市市民部生活安心課長

## 「冬の交通安全県民運動」が実施されます

「冬の交通安全県民運動」を効果的に推進するため、別添資料のとおり行事を予定していますので、取材・報道をお願いします。

### 期間

令和6年12月11日(水)~20日(金)の10日間

### 運動の重点

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- (2) 高齢運転者等の交通事故防止対策
- (3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (4) 冬道の安全運転の推進

### 行事日程

別添資料「行事・活動日程」をご覧ください。 ※期間前後の行事も含みます。



# 青森市交通安全対策協議会 合和6年冬の文道安全県民運動東加妥和

# 目的

本運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通 マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組 を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 期間

12月11日(水)から12月20日(金)まで(10日間)

# 運動重点

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 高齢運転者等の交通事故防止対策
- 3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 4 冬道の安全運転の推進



# 運動の進め方

運動を効果的に推進するため、関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市と本協議会の関係機関・団体は十分に協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

# 重点 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

### (1)歩行者の交通事故防止対策

- ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LED ライト、明るい目立つ色の 服装等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- イ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等に おける見守り活動等の推進
- ウ「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- オ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する 広報啓発等の推進
- (2) 歩行中の交通ルール遵守の徹底
  - ア 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等 の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全 を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、 安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること 等を促す取組の推進
  - イ 歩行中幼児・児童(小学生)の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・負傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
  - ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活における保護者等から 幼児・児童(小学生)への教育を促す取組の推進
  - 工 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65 歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進



# 重点 2 高齢運転者等の交通事故防止対策

(1) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響(反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下するなど)等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進







- (2) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した 安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定 免許制度に関する広報啓発の推進
- (3) 運転に不安のある高齢運転者等に対する運転適性相談窓口の 積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返 納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す 取組の推進



- (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
  - ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの 使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す 取組の推進
  - イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な 取付方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用 方法に関する広報啓発の推進



ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席に おけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

# 重点3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

### (1) 飲酒運転の根絶

- ア「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の 確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵 守を徹底させる取組の推進



### (2) 妨害運転等の防止対策

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓 発の推進



イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

# 重点4 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じた、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報の推進
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした 各種講習会を実施して冬道における交通事故防止の徹底
- (3) 道路管理者における、除雪や安全施設の整備点検及び 冬道の道路交通の安全確保の促進



### ◆自動車運転者へは……

冬道用タイヤの早期装着を、大型車へは タイヤチェーンの確実な装着を呼びかける。

### ◆自転車利用者へは……

積雪や地面が凍結している場所・風雨等に よる悪天候時の運転自粛を呼びかける。





事務局 青森市市民部生活安心課 交通安全推進チーム TEL:017-734-5258 FAX:017-734-5256

# 青森市交通安全対策協議会 令和6年冬の交通安全県民運動行事・活動日程 (期間前後含む)

#### 運動期間 令和6年12月11日(水)~12月20日(金)

運動の重点 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

2 高齢運転者等の交通事故防止対策 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶 冬道の安全運転の推進

※天候等の諸事情により行事・活動日程が変更になることがあります。

	行事項目	日時・場所	性が変更になることがあります。	主催・参加団体等	問合先
1	「飲酒運転根絶」飲 食店巡回広報活動及 び出動式	12月9日(月) 18:00 新町・安方周辺	安方及び新町周辺の飲食店に、ミニのぼり 旗・チラシ等を配布して飲酒運転根絶への 協力を呼びかける。	青森交通安全協会 青森交通指導隊ほ か	
2	キラリぴっかり作戦	12月17日(火) 15:00 さくら野百貨店青森店前	チラシ・反射材等を配布するほか、反射視認ライトを活用して反射材着用と交通安全を呼びかけるとともに、通行車両にのぼり旗等で早め点灯の励行を呼びかける。	青森交通安全協会 青森交通指導隊ほ か	
3	安全協会青年部 広報活動	12月19日(木) 18:30 CiiNACiiNA青森	チラシ・反射材等を配布して交通安全及び 反射材着用を呼びかける。	青森交通安全協会 青年部	青森交通安全協会 TEL017-777-2815
4	巡回広報活動	運動期間中 市内全域	指導隊広報車で安全運転等を呼びかける。	青森交通指導隊 青森交通安全協会 各支部	
5	街頭監視活動	運動期間中 市内全域	子供と高齢者を中心とした歩行者の通行保 護活動を実施する。		
6	チラシ作戦	運動期間中 市内全域	運動の周知徹底を図ることを目的に、チラ シを町内回覧または毎戸配布する。		
7	冬の交通安全運動周 知活動	運動期間中 事業所内	適性診断受診者へのカウンセリング時に、 交通安全(特に交通弱者の保護徹底)を周知 する。	(独)自動車事故対策機 構	(独)自動車事故対策機構 TeL017-739-0551
8	ホームページ等による周知	期間中含む通年	道路交通に影響を及ぼす気象や地震、津 波、火山の影響について、的確な実況監視 を行う。また、関係機関、道路利用者等が 必要な措置を迅速にとり得るよう、警報や 予報を適時適切に発表して交通事故の抑止 に努める。	青森地方気象台	青森地方気象台 TeL017-741-7413
9	職場における交通安 全指導	期間中含む通年 青森地方気象台内	業務打合せの都度、交通法規の順守を確認 し、特に歩行者優先と危険回避可能な運転 の率先実施を指導する。		青森地方気象台 Tel017-741-7412
10	冬季労働災害防止運 動	12月1日(日) ~2月28日(金)	交通労働災害を含む冬季特有の労働災害防止を重点として、ポスターの掲示、リーフレットの配布、関係機関、労働災害防止団体、事業者団体に対する協力要請、労働災害防止団体等の実施事項に対する指導援助、事業場の実施事項に対する指導援助で行う。	青森労働局、青森 労働基準監督署	青森労働基準監督署 安全衛生課 TEL017-715-5451
11	重点項目の徹底	運動期間中 駐屯地内	各部隊計画で、重点項目について徹底し、 交通安全に対する意識の高揚を図る。		
12	安全運転管理者等に 対する安全運転管理 者講習の普及教育	運動期間中 駐屯地内	各部隊の安全運転管理者等に対し、講習内容の普及教育及び上級部隊による事故事例に基づく指導を行う。		陸上自衛隊
13	冬季官用車両安全運 行強化期間の設定	12月1日(日) ~2月28日(金) 駐屯地内	冬季官用車両安全運行強化期間(12月1日 〜2月28日)を設定し、スリップ事故対策及 び操縦技能及び地域慣熟度を向上させる。	駐屯地所在部隊	青森駐屯地業務隊 TEL017-781-0161 (内線6735)
14	車両運行時における 基礎動作の確行	運動期間中 駐屯地内	運行前、中、休止間、後に確実な点検の実施。また、対面点呼によりアルコール チェッカーによる呼気検査と記録を実施する。		

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合先
15	広報啓発活動	運動期間前 ~運動期間中 (各種広報媒体)	新聞広告(東奥日報、陸奥新報)、ラジオ (RAB 県広報タイム)、看板設置、県HP 掲載、県庁舎内放送等により、交通安全運 動を広く周知する。	青森県	青森県交通・地域社会 部 地域生活文化課 交通・地域安全ゲループ TeL017-734-9232
16	青森地区安全運転管 理事業主会・青森地 区安全運転管理者協 会合同役員会	12月11日(水) 17:00〜 ホテル青森	青森地区安全運転管理事業主会・青森地区 安全運転管理者協会合同の役員に対して、 運動の趣旨について周知を図るとともに、 交通事故防止活動の推進を促す。	青森地区安全運転 管理事業主会、青 森地区安全運転管	青森地区安全運転 管理者協会 TEL017-774-5050
17	会長書簡の送付	12月12日(木)	加入事業所に対して、交通事故防止活動の 推進を呼びかける。	理者協会	
18	看板・のぼり旗の掲 示	運動期間中 青森県自動車会議所	看板・のぼり旗を掲示することで交通安全 を呼びかける。	青森県自動車販売 店交通安全対策推 進協議会	青森県自動車会議所 TEL017-776-4211
19	冬の交通安全県民運 動実施に伴う交通事 故防止対策推進のお 願いについて	運動期間中 会員全事業所	冬期間における交通事故抑止に向けた取り 組み強化及び労働災害防止の推進を図る。	青森県トラック協会 会員事業所	青森県トラック協会 青森支部 TeL017-729-3000
20	正しい運転・明るい 輸送運動実施	11月16日(土) ~1月10日(金) 会員全事業所	年末年始に向けた事故防止対策を目的と し、会員事業者においてポスターの掲示及 び設置をする。		
21	年末年始の安全 総点検運動の実施	12月10日(火) ~1月10日(金) 会員全事業所	国土交通省からの通達により、冬期間における事故防止対策を安全点検表により全事業者が実施し、安全確保を図る。また、各事業所へポスター掲示の設置を依頼する。		
22	冬季の交通安全指導	運動期間中 市内小学校	・雪道の安全な歩行や横断に関する全体指 導及び、必要に応じた登校指導 ・のぼり旗の掲示	青森市小学校長会	青森市小学校長会 篠田小学校 TeL017-781-0033
23	広報啓発活動	運動期間中 マツダドライビング スクール青森	・校舎の出入り口や駐車場周辺に「のぼり旗」を掲示し安全運動期間中であることを広く呼びかける。 ・「スローガン」、「運動の重点」、「ポスター」を教室に掲示し、教習生及び各家庭での交通安全意識の高揚を図る。 ・「交通安全運動実施中」のステッカーを教習車両及び送迎車両に貼付し、一般のドライバーへの周知徹底を図る。	マツダドライビング スクール青森	マツダドライビング スクール青森 Te.017-782-7272
24	卒業時の安全講話	運動期間中 マツダドライビング スクール青森	卒業検定合格者の卒業式において、安全運 動期間中であることを強調し、無事故・無 違反を再度呼びかける。		ILLOTT TOL TETE
25	高齢者講習受講者へ の安全講話	運動期間中	高齢者講習において、歩行中の反射材用品 等の着用推進や冬道の安全運転の推進を強 く呼びかけ注意を促す。		
26	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森東部自動車学校	校舎内に運動期間中ポスターの掲示や、学校出入り口付近にのぼり旗を掲げ、運動啓発を促すとともに、来客者及び教習生に交通事故防止の呼びかけをする。		
27	送迎車両に運動期間 中の表示	運動期間中 青森東部自動車学校	送迎車両の後部に運動期間中であることを表示し、走行車両の運転者に対して運動啓発を促すとともに、交通事故防止の呼びかけをする。	青森東部自動車学校	青森東部自動車学校 TeL017-736-2061
28	運動期間中の広報活動	運動期間中 青森東部自動車学校	在籍教習生及び卒業検定合格者、高齢者講 習受講者に対し、運動期間中の強調、さら には各家庭での事故防止をお願いする。		
29	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎入口及び駐車場周辺にのぼり旗を掲示 し、地域住民及び通学する在校生に、交通 安全運動期間中であることを呼びかける。	青森中央自動車学校	青森中央自動車学校 TeL017-736-3371

行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合先
30 広報活動の推進	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎内外及び送迎バスに広報物を掲示し、 運動期間中であることを呼びかける。		
31 在校生・受講者への 啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	本校に通学する教習生及び講習受講者に、 事故防止を呼びかけるとともに、自転車利 用時のヘルメット着用の推奨、交通ルール の遵守について啓発活動を行う。	青森中央自動車学校	青森中央自動車学校 TEL017-736-3371
32 講習受講者への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	来校する高齢者講習の予約申込者や受講者 に運動期間の事故・違反防止を呼びかける とともに、反射材を無料配布し、反射材を 活用することによって「夜間における歩行 者」の事故防止を図る。		
23 在校生に対する啓発 活動及び事故防止の 呼びかけ	運動期間中青森モータースクール	校舎内に運動期間中ポスターを掲示し、在 校生に対して交通安全運動期間の告知と事 故防止の呼びかけを行う。	青森モータースクール	青森モータースクール TeL017-738-2246
34 のぼり旗の掲示	運動期間中 青森モータースクール	一般ドライバーや歩行者の目につきやすい 場所にのぼり旗を掲示し事故防止を呼びか ける。		
35 反射材の普及活動 強化	運動期間中青森モータースクール	高齢者講習や通学するお客様に対して夜間 の事故防止に効果の高い反射材着用を呼び かけ、夜間の歩行者や自転車乗車中の交通 事故防止を図る。		
36 冬道安全運転広報	11月上旬 ~2月下旬	道路情報板、ラジオ・テレビCM、チラシ配布、ポスター掲出、X(旧ツイッター)及び冬タイヤ装着率調査により、「冬タイヤ装着」「冬道安全運転」の呼びかけを行う。	道路管理者	青森河川国道事務所 道路管理第一課 TEL017-734-4573 青森地区 国道維持管理室 TEL017-734-4530
37 のぼり旗の掲示	運動期間中 会員事業所内	のぼり旗を掲示することで交通安全を呼び かける。	青森市企業局 交通部営業所	青森市企業局 交通部営業所 TEL017-726-5443
38 重点目標の掲示	運動期間中 会員事業所内	重点目標のポスターを掲示することで交通 安全を呼びかける。		
39 書簡による交通安全 運動の周知	運動期間前	保育園、幼稚園、認定こども園、小中高等 学校、大学等に対して書簡を送付し、交通 安全運動の周知を図るとともに交通安全意 識の高揚を図る。	青森市 青森市、青森県警察会員の会、青森市、青森県、交通会の会、あいるでは、 青森市、青森県、交通会の会では、 青森市、青森県警察会会のでは、 一次では、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	青森市市民部 生活安心課 交通安全推進T TeL017-734-5258
40 冬期間の自転車利用 についての書簡送付	運動期間前	冬期間の自転車利用自粛や、駅周辺等へ放 置しないよう高等学校へ書簡を送付し、生 徒に対する周知を依頼する。		
41 大規模小売店舗等で の広報活動の推進	運動期間前	大規模小売店舗等へ店内放送を利用した交 通安全の呼びかけを依頼する。		
42 広報あおもりでの 周知	12月号	冬の交通安全県民運動について掲載し、運動の周知を図るとともに交通安全意識の高 揚を図る。		
43 交通安全啓発活動	運動期間中 市役所駅前庁舎	市役所駅前庁舎玄関にのぼり旗を設置し、 交通安全を呼びかけるほか、庁内放送によ り来庁した市民及び職員に交通安全の啓発 を図る。		
44 交通安全フェア	12月12日(木) ~12月13日(金) 10:00~14:30 市役所駅前庁舎	市役所駅前庁舎1階駅前スクエアにおいて、交通事故現場写真や反射材等の展示、 青森市交通安全母の会が反射材の販売を行う。また、自転車危険運転体験VRや反射材の視認効果体験リフレクBOXの体験を実施し、交通安全の啓発を図る。		
街頭活動及び 交通指導取締りの強 化	運動期間中 青森警察署管内	街頭活動及び交通指導取締りを強化する。	青森警察署	青森警察署 TeL017-723-0110

# 自分の身は、自分で守る! 道路を歩くとき・横断するときの注意点

- ①少し遠回りでも横断歩道を渡りましょう。
  - ※近くに横断歩道があるのに、手近な場所から 道路を横断し、事故に遭うケースがあります。
- ②通りなれた道でも必ず横断前に 安全を確かめましょう。
  - ※自宅付近の道路で安全を確かめないで横断し、 事故に遭うケースがあります。



- ③青信号であっても右・左折車の動きに目配りしましょう。
  - ※青信号の横断歩道を横断しているとき、 右・左折する車と衝突するケースがあります。
- ④車の陰からは横断しないようにしましょう。
  - ※通り過ぎた車の直後や止まっている車の直前・直後からの横断は、その車の陰になるため、走ってきた車に見落とされてはねられるケースがあります。



- ⑤近づいてくる車があるときは通りすぎるまで待ちましょう。
  - ※近づいてくる車が見えていたのに「まだ間に合う・・・」と思って 横断し、事故に遭うケースがあります。
- ⑥夕方、夜間に外出するときは、反射材の着用と白色系の 服装を心がけましょう。
  - ※反射材は、街路灯や車のライトが当たると光を反射し、 運転者に自身の存在をいち早く知らせることができます。 外出する際には、必ず反射材を身に着けるよう心掛けましょう。
  - ※夕方·夜間は、白色・黄色などの明るい服装以外の方は車から 発見されにくくなります。